

重度の障害のある方へ

特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受給できます。

【特別障害者手当】

対象

身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方。

①重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障

害として扱います）

②重度の障害が一つあり、ほか

の障害（身体障害者手帳3級、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある

③重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

【特別児童扶養手当】

対象

身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

■1級に該当する子ども

①身体障害者手帳1・2級または3級の一部（※2）

②療育手帳の障害の程度がA

■2級に該当する子ども

①身体障害者手帳3級または4級の一部（※3）

②療育手帳の障害の程度がB

身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども。

①重度の障害が一つ以上ある

②知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

※1 身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、重度の精神障害

※2 下肢障害において、両足首から欠くもの

※3 下肢障害において、一

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	26,830円
障害児福祉手当	14,600円
特別児童扶養手当	1級 51,500円
	2級 34,300円

下肢の機能の著しい障害以上

手当には支給制限があります

- ・本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- ・社会福祉施設に入所しているとき
- ・3カ月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

■問い合わせ

福祉課

☎0820(77)5505

中学生医療費助成制度のお知らせ

周防大島町では子育て支援の一環として医療費の助成制度の対象児童を中学校3年生まで拡充しています。

中学校に入学される方は、ちびっ子医療費助成制度から中学生医療費助成制度に変更になるため、申請が必要になります。

■申請が必要な方

今年中学校に入学される方

■受給者証有効期間

4月1日～7月31日

（8月1日以降の受給者証につきましては、再度更新手続きが必要になります。）

対象になると思われる方は、役場福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに、ちびっ子医療費助成制度を受給されている方には申請書類を送付していますので、手続きがお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

■問い合わせ

福祉課 ☎0820(77)5505